

2018年10月からまたもや生活保護費の引き下げ！
生活保護利用者の生活にどんな影響を与えるのかを考える

学習の集い

今回予定されている生活保護費の引き下げでは子どもと高齢者が狙い撃ちに
されました。75歳の単身高齢者だと7万5000円から7万1000円に4000円も下げ
られます。厚生労働省は利用者の意見を一切聞くことなく一番低所得の層に
合わせて無理やり引き下げを決めました。大変乱暴なやり方です。

私たちは今度の学習の集いで、今回の引き下げが釜ヶ崎の生活保護利用者の
生活にどのような影響を与えるのかを具体的にみていきたいと思ひます。

そして、生活保護利用者の皆さんがおかしいことに対しては「おかしい！」と
声をあげていくことがとても大事だと思ひます。

【日時】 2018年2月17日(土) 午後2:00~3:15

【場所】 ふるさとの家 (大阪市西成区萩之茶屋3丁目1-10)

- 【内容】
- 基調報告『2018年生活保護基準引き下げの問題点』
森口芳樹 (特定非営利活動法人ジョイフルさつき代表)
 - 金銭管理支援の現場から生活に与える影響の報告
3人の方を予定

みんな来てね!

主催：特定非営利活動法人ジョイフルさつき

後援：釜ヶ崎キリスト教協友会、社会福祉法人釜ヶ崎ストロームの家、ふるさとの家、
特定非営利活動法人釜ヶ崎医療連絡会議、野宿者ネットワーク、
特定非営利活動法人バリアフリーサービスつばさ

問い合わせ先：特定非営利活動法人ジョイフルさつき TEL 06-4392-8661

ねんせいかつほ ご きじゅんひ さ もんだいてん
2018年生活保護基準引き下げの問題点

もりぐちよしき
NPOジョイフルさつき 森口芳樹

ねんど せいかつふじょひ ねん みなお
(1) 2018年度に生活扶助費が5年ぶりに見直し

こうせいろうどうしょう さくねん がつ か せいかつほご ぶかい せいかつほごき
厚生労働省は昨年12月8日、生活保護の部会において生活保護基
じゅん おおはば ひ さ しめ
準の大幅な引き下げを示しました。

しょうげきてき ないよう こ こうれいしゃ ねら う
衝撃的な内容でした。子どもと高齢者が狙い撃ちにされました。

とうしょ みなお げんあん
【当初の見直し原案】

としぶ こ どり ふうふ せたい せいかつふじょひ
▼都市部の子ども2人の夫婦世帯の生活扶助費

まん せんえん まんえん まん せんえん
18万5千円→16万円 マイナス2万5千円 (13.7%)

としぶ こ どり ぼしせたい せいかつふじょひ
▼都市部の子ども2人の母子世帯の生活扶助費

まん せんえん まん せんえん せんえん
15万5千円→14万6千円 マイナス9千円 (6.1%)

ぼしかさん へいぎん わり せんえんさくげん
母子加算も平均2割4千円削減

としぶ さい たんしんこうれいしゃ せいかつふじょひ
▼都市部の75歳の単身高齢者の生活扶助費

まん せんえん まん せんえん せんえん
7万5千円→6万9千円 マイナス6千円 (7.8%)

くに さ い まんえん かんたん せつやく い
国が下げると言えば1~2万円を簡単に節約できるとでも言うのか!

せいかつほ ごりようしゃ しえんだんたい こうぎかつどう てんかい
【生活保護利用者や支援団体による抗議活動の展開】

みなお あん
【見直し案】

さくげんはば じょうげん
削減幅は上限5%

としぶ さい たんしんこうれいしゃ まん せんえん まん せんえん
都市部の75歳の単身高齢者 7万5千円→7万1千円

としぶ こ どり ぼしせたい まん せんえん まん せんえん
都市部の子ども2人の母子世帯 15万5千円→14万7千円

ねん つき だんかいてき ひ さ
2018年10月から段階的に引き下げ

(2) この間の生活保護費の相次ぐ引き下げ

高齢者をめぐっては次のように進みました。

2004年 老齢加算の廃止 18,080円削減

2013年 生活扶助費の引き下げ 75,770円 → 74,630円

2013年 期末一時扶助費引き下げ

2015年 住宅扶助費引き下げ

2015年 冬季加算引き下げ

2018年 生活扶助費引き下げ 74,630円 → 2020年には70,900円

2004年と2020年を比較すればマイナス22,950円(24.5%)もの引き下げ

です。腹立たしい限りです。

(3) 問題点

▼利用者の意見を聞いていない

福祉の制度や重要な政策の変更にあたってはまずは利用者の意見を聞くべきです。

▼2013年の生活扶助費の引き下げの影響の調査と検証がない

問題になっているのは生身の人間の生活です。生活への影響を細やかに調査分析検証することは不可欠です。

▼厚労省の理屈 一番低所得者層に合わせる

厚労省「所得階層を10に分けた一番下(下位10%)の階層(第1十分位)の消費水準に合わせて生活保護基準を引き下げる」

← しかし、下位10%の低所得者層の中には生活保護基準以下の生活をしている人が多く含まれています。日本の生活保護の

ほそくりつ せいかつほご ひつよう せいかつすいじゅん ひと
捕捉率（生活保護を必要とする生活水準にある人のうち
じっさいりよう ひと わりあい わりいか かい ひと あ
実際利用している人の割合）は2割以下。下位10%の人に合わせ
せいかつほご きじゅん き さ
ていけば生活保護基準をどんどん切り下げていくことになります。

▼子どもの貧困対策に逆行

の まんにん こ ふりえき う
延べ35万人の子どもが不利益を受けます。

①児童養育加算（3歳未満）月1万5千円→1万円

②母子加算 月2万1千円→1万7千円

③学習支援費（高校生で月5150円の定額支給）の廃止、クラブ活動
じっぴしきゅう
のみの実費支給

▼生活保護基準は国民生活の最低基準（ナショナルミニマム）

せいかつほご きじゅん こくみんせいかつ さいていきじゅん
生活保護利用者の生活の基準だけでなく国民全体の最低生活の
せいかつほご りようしゃ せいかつ きじゅん こくみんぜんたい さいていせいかつ
基準。最低賃金や住民税非課税基準、就学援助などの様々
きじゅん さいていちんぎん じゅうみんぜいひ かぜいきじゅん しゅうがくえんじょ さまざま
な低所得者施策と連動しています。生活保護基準の切り下げは、生
ていしよとくしゃしさく れんどう せいかつほご きじゅん き さ せい
活保護を利用していない市民全般の生活水準の引き下げにつながる。

「シンママ大阪応援団」の抗議声明

こ しょうらい せつやく ひび こ しんがく む いま
「子どもの将来のために節約の日々。子どもの進学に向け今から
た ま あ ふ れんさ ぶせ
貯めておかないととても間に合いません」「負の連鎖を防ぎたい、
こ あか みらい み ほ なか
子どもに明るい未来を見て欲しい、お腹いっぱいにしてあげたいー
きも
そういう気持ちをはかないものにしてしまいます」

(4) 釜ヶ崎－西成の単身高齢者にとっても非常に大きな影響

<貯金ができない>

単身高齢者で障害者加算をもらっていない人の場合、現状でも毎月貯められるのは3000円～4000円。4000円引き下げられれば貯金が難しくなる。

- 冷蔵庫やテレビ、エアコンなどが故障した場合、お手上げ。
- 旅行や親の墓参りもできない。
- 隣にややこしい人が入ってきて転居したくてもできない。
- 将来入居した有料老人ホームから転居したくてもできない

<外出を控えて引きこもる人が出てくる>

毎日喫茶モーニングに行っていた人が行けなくなる。日雇労働者の頃からの習慣で喫茶店通いが唯一の外出－社会的交流の機会になっている人は少なくないです。このような人も含めて外出－社会的交流をすればどうしてもお金がかかります。お金を使わないためには部屋にこもって食パンを食べておくかとなります。部屋への引きこもりはからだにすごく良くない。体を壊します。結局回り回って医療費や介護費用を増やす結果をもたらすだけです。

<有料老人ホームの生活保護利用者は特に深刻です>

① 有料老人ホームの必要経費(家賃以外)

管理費・共益費 2万5000円～3万円

食事代金 3万6000円～4万2000円

その他オプション費用(布団シーツ交換や散髪代など) 4000円位

合計 6万8000円～7万2000円

生活扶助費はほとんど持っていけます。手元に5000円残ればいい方。

② デイサービスを利用している人の場合

生活保護利用者の1回の利用料は食事代金500円～600円(1割の利用者負担は生活保護の介護扶助で支給)。週1回利用で月2000円～2400円、週2回利用で月4000円～4800円。

デイケアの場合はもっと利用料が高いです。1回の利用料は900円～1000円。食事代に加えて日用品費や材料費も(訓練に必要なタオル代や手芸の材料費という名目で)。

生活扶助費が引き下げられれば回数減らすか、やめるしかなくなる。

③ 食事の問題も出てきます。

有料老人ホームの食事代金は1日3食で1200円～1400円、月3万6000円～4万2000円。生活扶助費を引き下げられて支払いが難しくなれば3食を2食にして1食代からお金を捻出するしかない。

例えば、朝食を止め食パン1枚にして朝食代300円×30日=9000円-食パン代でお金を捻出するというやり方。ただ、有料老人ホームでこのやり方を認めるところもあれば認めないところもあります。今回の引き下げは食事も満足にできなくなる事態を引き起こしかねません。

(5) 生活保護基準の引き下げは「健康で文化的な生活」を破壊

していくものです

▼生活保護法第3条「最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持するものでなければならない」

健康で文化的な生活は、毎月毎月の生活だけではありません。

将来にわたるものであり、人生の最後に至るものです。

また、文化的とは個人個人の多様性、個人個人の価値観、

生活のやり方も含むものです(ライフスタイル、ライフプラン)。

これは裁判所も明確に示しています(中島学資保険訴訟判決)。

ところが厚労省の考えは生きていくためだけのお金を出しておけばいい、毎月毎月食うていければいいというものです。これの一体どこが健康で文化的と言うのでしょうか。今回の生活保護基準の大幅な引き下げは、「健康で文化的な生活の保障」という生活保護法の目的原則を破壊していくものと言わねばなりません。

▼ 私たちは生活保護基準基準の引き下げに対し釜ヶ崎一西成からも抗議の声をあげていきたいと思えます。

一つに、生活保護基準の引き下げを盛り込んだ政府の予算案は現在、国会審議の最中です。3月上旬までが焦点です。

二つに、前回2013年の生活扶助基準の引き下げに対し、全国28都道府県で920名を超える原告が違憲訴訟に立ち上がり、国・自治体を相手に裁判を闘っています。一昨年11月には「いのちのとりで裁判全国アクション」が結成されました。この取り組みに注目しましょう。

三つに、今回の生活保護基準引き下げ問題についてまだまだ知らない人が多いです。その不当性を生活保護利用者の皆さんに知らせていきたいです。当事者の皆さんが考え、「おかしいやないか」と声をあげることがとても重要です。当事者が動かなければ、国も「とにかく引き下げ、理屈は後で考える」という今のやり方を改めません。

四つに、生活保護費は引き上げるわ、通帳は調べるわと福祉事務所のやっていることは無茶苦茶です。資産申告は実際は貯金取り締まりです。資産申告書提出はお断りしてもいいのではないかと思います。

国の壁はすごく厚いですが、あきらめずに粘り強く取り組んでいきましょう。

ある有料老人ホームの例

月額費用 概算

基本	(生活保護の方もご相談下さい)	¥40,000
	家賃	¥42,000
	共益費(居室・共用部の水道光熱費込み)	¥12,000
	管理費(エレベーター・常駐スタッフの人件費)	¥13,000
	小計	¥67,000

別途		
	食事(3日前までに申告でストップ可)	¥41,000
	介護保険(一割負担分)	
	*医療費	
	*お薬代	
	*オムツ費(持ち込み可能)	
	小計	
	およそ合計	

敷金：¥280000(応相談)

* 入居に際しての火災保険は任意加入です

オプション	布団(掛け布団・枕・ベッドパッド・シーツ込み)	¥1,800
	訪問理美容(オプション)	¥1,680~
	消耗品・こづかい(ティッシュ・洗剤など)	

介護保険一割負担 (およそ)介護1:18,000円 介護2:21,100円 介護3:29,000円 介護4:33,200円 介護5:38,900円

介護職員処遇改善加算(4%)含む

サポーターハウスにおける金銭管理支援の取り組み

メゾンドビューコスモより

山田尚実

サポーターハウスとは

釜ヶ崎の簡易宿泊所から支援付き共同住宅へ
入居者の交流の場として談話室を設け、バリアフリー改修を行っている。
365日24時間対応のスタッフを置き、入居者の相談に応じている。
入居時の保証金、保証人なし、家賃は後払い。

メゾンドビューコスモの概要

平成13年（2001年）オープン。
7階建て、120室。
エレベーターあり。
共同トイレ、共同炊事場、共同浴場、コインランドリー完備。
30畳の談話室。
スタッフ9名。

入居者概要

主に年金生活者及び生活保護受給者。仕事をしている人あり。
平均年齢68歳。半数近くが介護保険を利用。
精神、認知、知的、発達、身体などの障害を持っていて全くの一人暮らしは難しいが、見守りがあれば地域の中で暮らしていけるのでは、と支援者の紹介で入居。
地域の支援者、介護事業所、病院、行政などと連携して様々な支援を行っている。
その中の支援の一つが金銭管理支援である。

金銭管理支援の効果

金銭管理支援は本人との合意により契約書を交わして行っている。
生活リズムを作り、より健康的、文化的な生活が送れるようになる。
何度も生活保護での生活に失敗した方が生活を立て直せる。
少しずつお金を貯めることで好きなもの、必要なものを買うことが出来る。
生活の質を高めるだけでなく、心の余裕を得ることが出来る。

コスモでは入居者の皆さんに一か月分の保護費の金額は貯めようね、と声掛けをしています。お金を落としたり入院などにより返還金が生じたりすることもあります。布団や電化製品の買い替えや害虫駆除が必要な時があるかもしれません。何より、病気になったとき通院にタクシーが使えるかどうか、これはとても重要なことです。

50代男性Bさんの例 住宅扶助費 36,000 円と家賃支出 36,000 円を除く生活費の収支

収入		備考
生活扶助費	82,740 円	冬季加算含む
作業所工賃	2,900 円	
計	85,640 円	
支出		
共益費	3,000 円	共用部分の清掃、管理費
水道光熱費	7,000 円	電気代は個別メーターで月により変動
一日分食事等	43,500 円	(1500 円×29 日) ※1
月二回小遣い	20,000 円	(10000 円×2 日) ※2
積立預金	5,000 円	※3
携帯代	1,500 円	
計	8,000 円	
残金	5,640 円	※4

※1 食事、たばこ等に使用

※2 米代、日用品、消耗品、洗濯、散髪、小遣い、日々のお金で足りない分に使用

※3 ケースワーカーの承認のもと、1年間の積立通帳を作り年 60,000 円を貯めて好きなものを購入したり旅行代金に充てたりしている。

※4 月々の残金を貯金。突発的な支出に備える。

生活保護基準引き下げの影響

少しずつ貯金をし、生活リズムが安定してきた人たちにとってまず、気持ちの不安が増す。何らかの障害を持つ人たちは変化に弱いという側面があるように思われる。不安は体の変調にも変わる。

楽しみで切り詰めながらも貯めていた部分に手をつけることになり、日々の生活のモチベーションに変化が起こりかねない。

通院のタクシー代を削ることは命にもかかわりかねない。

2018.2.17

釜ヶ崎ストロームの家の金銭管理支援の取り組みから

釜ヶ崎ストロームの家 采井章浩

1.釜ヶ崎ストロームの家の現状

- ①釜ヶ崎ストロームの家では障害者総合支援法に基づく以下の3つの事業を行っている。
 - ・地域活動支援センター のぞみ作業所 (定員 19名)
 - ・就労継続支援 B型 ストローム (定員 20名)
 - ・グループホーム ジョイ (定員 6名)
- ②釜ヶ崎ストロームの家を利用するメンバーは精神障がい(主にアルコール依存症)と知的障がいを抱えるメンバーである。
- ③現在、釜ヶ崎ストロームの家を利用するメンバーのなかで約 35%のメンバーに対して金銭管理支援を行っている。原則、金銭管理支援を希望するメンバーのみ行っている。

2.金銭管理支援を行う目的(アルコール依存症の場合)

- ①連続飲酒により生活が破綻しないため。
 - ・連続飲酒の結果、お金を使い果たし、生活費がなくなることや家賃が払えなくなること等を未然に防ぐ。
- ②アルコール依存症からの回復のため。
 - ・断酒を継続することで生活費の使い方を再度考える機会となる(下記の表を参照)。
 - ・断酒を継続するなかでお酒以外の楽しみをもつことがアルコール依存症からの回復につながる(趣味をもつ等)。

50代男性Aさんの場合 住宅扶助費の収入と家賃の支出を除く生活費の収支

収入		備考
生活扶助費	¥80,160	
工賃収入	¥3,000	
計	¥83,160	
支出		
食費(¥1,500×30日)	¥45,000	固定部分
共益費	¥7,000	固定部分、エレベーターあり
水道光熱費	¥7,000	固定部分、風呂と洗濯機あり
携帯電話代	¥5,000	固定部分
散髪代	¥2,000	固定部分
消耗品費	¥2,000	固定部分、*1
小遣い	¥10,000	変動部分、*2
作業所レク参加費	¥1,000	変動部分、*3
貯金分	¥4,160	変動部分、*4
計	¥83,160	

*1 消耗品費はシャンプー、石鹸、髭剃り、歯ブラシ、歯磨き粉、整髪料、洗濯洗剤、食器用洗剤、タオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ゴミ袋等の日々の生活に必要な消耗品を購入するための費用等。

*2 小遣いは下着・衣類、タバコ、趣味の費用等(メンバーによって様々である)。

*3 作業所のレクリエーション参加のための交通費やバス旅行参加費等。

*4 貯金分は2年に1回支払いの火災保険料、家具・寝具・電化製品を買いかえるための費用、転居のための費用等に充てる。

3.生活保護基準引き下げの影響

- ①作業所レク参加費や小遣いを削ることになり、結果、生活の質(QOL)の低下につながる(お酒以外の楽しみをもつことへの選択肢が限られる)。
- ②貯金分も見直すことになり、将来に不安を抱えながらの生活となる(精神的にも影響が出る)。